

令和4年度伊豆市プレミアム商品券“いずっち券”換金手続の流れ

※ 共通券はすべての取扱店で利用可能です。専用券はいわゆる大型店では利用できないので注意してください。

※ 商品券の利用対象外のものに注意してください。

たばこ、ビール券・図書券などの既存商品券やプリペイドカードなどの換金性の高い商品、電子マネーへのチャージ、税金、公共料金の支払い、仕入れ等の事業資金には利用できません（裏面利用上の注意事項参照）。

<換金の流れ>

- 1 お客様が買い物をされる。商品券での支払いの申出をされる。
- 2 商品券での支払に対し、つり銭は原則として出せません。
- 3 使用済み商品券の裏面に『取扱店名』、『登録番号』を必ず記入してください。
- 4 換金手続は、令和4年10月3日（月）から令和4年12月30日（金）までの間、伊豆市内の三島信用金庫4支店（修善寺支店、湯ヶ島支店、土肥支店、中伊豆支店）で受付をしますので最寄りの支店に持込みしてください。受付が確認されると換金受取書（お客様控）が渡されます。
- 5 下記の「換金スケジュール表」に基づいて換金されます。取扱店登録時に指定された金融機関の口座に伊豆市商工会より振込いたします。換金手数料、振込手数料は商工会で負担いたします。
- 6 換金請求期間以降は請求できなくなるので注意してください。

<換金スケジュール表>

No	換金請求日（伊豆市内の三島信用金庫4支店にて受付）	振込予定日
①	令和4年10月3日（月）～10月7日（金）	令和4年10月20日（木）
②	令和4年10月11日（火）～10月20日（木）	令和4年10月28日（金）
③	令和4年10月21日（金）～10月31日（月）	令和4年11月10日（木）
④	令和4年11月1日（火）～11月10日（木）	令和4年11月18日（金）
⑤	令和4年11月11日（金）～11月18日（金）	令和4年11月30日（水）
⑥	令和4年11月21日（月）～11月30日（水）	令和4年12月9日（金）
⑦	令和4年12月1日（木）～12月9日（金）	令和4年12月20日（火）
⑧	令和4年12月12日（月）～12月20日（火）	令和4年12月30日（金）
⑨	令和4年12月21日（水）～12月30日（金）	令和5年1月13日（金）
	※最終受付となります。	

<利用上の注意事項>

- ① 商品の販売又はサービスの提供なく商品券の換金は不可とする。
- ② 商品券利用対象外商品に対して、商品券での支払いは不可とする。
- ③ 自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為は禁止する。万一それが発覚した場合は、相応の処罰（詐欺罪）対象となる場合がある。
- ④ 自店舗の商品仕入れ、買掛金決済など自らの営業活動は利用不可とする。
- ⑤ 商品券の再販・再流通は不可とする。
- ⑥ 商品券の偽造・悪用・濫用は不可とする。
- ⑦ 商品券を盗難・紛失・毀損等した場合、全て自己責任とする。
- ⑧ 換金に際し、必要となる費用（換金手数料・振込手数料）は本会負担とする。
- ⑨ 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗内の責に帰すると認められる場合、自ら解決する。
- ⑩ 商品券の取扱いに関して、市及び商工会からの改善要請等には従うこと。
- ⑪ 登録する店舗は（ア）「風俗営業等の規制及び業務の適正化に係る法律第 2 条に規定する営業を行う者」、（イ）「特定の宗教・政治団体と関わる店舗等」、（ウ）「公序良俗に反する店舗」、（エ）「暴力団」又は「暴力団員と社会的に非難されるべき関係」 以上いずれかに該当しないこと。万一関係が発覚した場合は、取扱店舗の登録を取消すものとする。
- ⑫ 現金との引換えは行わないこと。